月次総会議事録

令和８年（第８回）加古川市農業委員会月次総会
令和８年８月２４日（月）

加古川市役所北館４階　大会議室に委員を招集し、開催する。

出席委員

１　長井　義弘	~~２　篠原　武已~~	３　高橋　美代子
４　前川　裕美	５　宇野　孝	６　丸山　良作
７　都倉　澄子	８　井相田　つや子	９　橋本　末弘
１０　田中　幸和	１１　藤原　正樹	１２　稲岡　幸作
１３　貴傳名　得博	１４　中川　正晴	１５　柿本　真千代
１６　黒田　育利	１７　前田　祥道	１８　岩脇　政明

欠席
２　篠原　武已

事務局
局長　福井　大介　次長　中村　浩孝
農政企画担当副課長　寺田　卓史

現地調査（東地区）
８月１８日（火）　午前９時１５分から
丸山会長、長井農地委員長、篠原委員、柿本委員　事務局２名

現地調査（西地区）
８月１８日（火）　午後１時３０分から
丸山会長、長井農地委員長、前田委員、岩脇委員　事務局３名

丸山　良作　会長　議長席へ

開会時刻　　午後１時３０分

議長　　ただ今より、令和８年第８回の月次総会を開催いたします。
本日の委員の出席状況を事務局より報告願います。

事務局　　委員の出席状況を報告いたします。
委員定数　　１８名
委員現在数　　１８名
本日の出席委員数　　１７名
以上です。

議長　　事務局の報告は終わりました。農業委員会等に関する法律第２７条第３項の規定により月次総会の成立を認めます。
議事に先立ちまして、議事録署名委員の選任を議長に一任願えますか。

異議なし

議長　　異議なしの声がありましたので、３番　高橋　美代子　委員、４番　前川　裕美　委員、両名よろしくお願いいたします。

議長　　それでは議事に入ります。
議案第７８号を議題といたします。
議案第７８号について、事務局の議案朗読及び説明を願います。

事務局　　議案書１ページ、審議参考資料１ページをご覧願います。
この議案は、農地の権利移転、または権利設定をするために、農地法第３条の規定による農業委員会の許可を受けようとするものです。
それでは、議案を朗読いたします。
議案第７８号　農地法第３条の規定による許可申請に対する許可を求めること。
１　神野町西条[redacted]、外１筆、計[redacted]平米。亡[redacted]相続財産清算人　弁護士[redacted]さんから、[redacted]さんへ。新設農家。
２　野口町北野[redacted]、[redacted]平米。[redacted]さんから、[redacted]株式会社へ。農地所有適格法人。
３　平岡町中野[redacted]、[redacted]平米。[redacted]さんから、[redacted]さんへ。
４　八幡町宗佐[redacted]、[redacted]平米。[redacted]さんから、株式会社[redacted]へ。新設農家。賃貸借権設定。

議案書２ページをご覧ください。

５　米田町平津[redacted]、[redacted]平米。[redacted]さんから、[redacted]さんへ。新設農家。

６　志方町廣尾[redacted]、外１筆、計[redacted]平米。[redacted]さんから、[redacted]さんへ。

以上の案件につきまして、申請地及び譲受人の所有地並びに現耕作地の現況が農地であることを地元委員により確認しております。

また、新設農家３件については、地元委員による現地調査及び営農計画を確認の結果、問題ないとの判断があったため、ヒアリングを省略しています。

つきましては、別紙、審議参考資料１～２ページのとおり、事務局の書面審査、及び、地元委員の現地調査により、不許可要件を列記した農地法第３条第２項各号には該当していないと見られることから農地法に規定する許可基準を満たしているものと考えております。

以上、よろしくご審議願います。

議長　　事務局の議案朗読及び説明は終わりました。議案第７８号について、ご意見を承ります。

異議なし

議長　　異議なしの声がありました。議案第７８号について、許可することに決定して異議ございませんか。

異議なし

議長　　異議なしと認めます。議案第７８号について、許可することに決定いたします。

議長　　次に、議案第７９号を議題といたします。

議案第７９号の１７件については、７月４日から８月１０日までに、農地法第３条、第１項に規定された許可を必要としない、相続等による農地の所有権の取得に関して、届出、専決処理された報告事項でございますので、事務局の議案朗読及び説明は省略いたします。

議長　　次に、議案第８０号を議題といたします。

議案第８０号について、事務局の議案朗読及び説明を願います。

事務局　　議案書９ページ、審議参考資料３ページをご覧ください。

この議案は、農地転用するために、農地法第４条の規定による県知事の許可を受けようと申請されたもので、地元農業委員会の意見を添付し、県知事

に進達しようとするものです。
それでは、議案を朗読いたします。
議案第８０号　農地法第４条の規定による許可申請に対する意見書添付のこと。
１　八幡町宗佐[redacted]、[redacted]平米のうち[redacted]平米。[redacted]　株式会社。付帯設備用地。一部転用。理由書添付。
この案件につきまして、定例現地調査を実施しております。
つきましては、別紙、審議参考資料３ページのとおり、事務局書面審査及び定例現地調査により、農地法に規定する許可基準を満たしているものと考えております。
以上、よろしくご審議願います。

議長　　この案件について、現地調査をされた東地区調査班の委員から報告をお願いします。

柿本委員　議席番号１５番　柿本です。現地調査の結果を報告します。調査日時は令和８年８月１８日、調査者は、丸山会長、長井農地委員長、篠原委員と私、事務局２名の、合計６名で実施しました。
議案第８０号の１番。申請の土地の位置は宗佐の南、現況は雑種地及び宅地。申請地の周囲は、東が道路、西が畑、南が宅地、北が田となっており、隣接農地に影響はありません。地元立会委員は、前田委員、松尾推進委員、田代推進委員でした。
以上、よろしくご審議願います。

議長　　事務局の議案朗読及び説明並びに現地調査された委員の報告は終わりました。議案第８０号について、ご意見を承ります。

異議なし

議長　　異議なしの声がありました。議案第８０号について、許可相当の意見書を添付して県に進達して異議ございませんか。

異議なし

議長　　異議なしと認めます。議案第８０号について、許可相当の意見書を添付して県に進達することに決定いたします。

議長　　次に、議案第８１号を議題といたします。
議案第８１号について、事務局の議案朗読及び説明を願います。

事務局　　議案書１０ページ、審議参考資料４ページをご覧ください。

この議案は、農地転用を伴う権利移転、または権利設定するために、農地法第５条の規定による県知事の許可を受けようと申請されたもので、地元農業委員会の意見を添付し、県知事に進達しようとするものです。

それでは、議案を朗読いたします。

議案第８１号　農地法第５条の規定による許可申請に対する意見書添付のこと。

１　神野町石守２丁目[redacted]、[redacted]平米。[redacted]さんから、株式会社　[redacted]へ。露天駐車場用地。

２　平岡町中野[redacted]、[redacted]平米。[redacted]さんから、[redacted]さんへ。露天駐車場用地。

３　平岡町新在家[redacted]、[redacted]平米。[redacted]さんから、[redacted]さん　外1名へ。住宅用地。

４　平岡町新在家[redacted]、[redacted]平米。[redacted]さんから、[redacted]さんへ。住宅用地。始末書添付。

５　平荘町池尻[redacted]、[redacted]平米。[redacted]さんから、株式会社　[redacted]へ。太陽光発電施設用地。

全ての案件につきまして、定例現地調査を実施しております。

つきましては、別紙、審議参考資料４～５ページのとおり、事務局書面審査及び定例現地調査により、農地法に規定する許可基準を満たしているものと考えております。

以上よろしくご審議願います。

議長　　現地調査された委員の報告をお願いします。

１番から４番の案件について、東地区調査班の委員から報告をお願いします。

柿本委員　議席番号１５番　柿本です。現地調査の結果を報告します。調査日時は令和８年８月１８日、調査者は、丸山会長、長井農地委員長、篠原委員と私、事務局２名の、合計６名で実施しました。

議案第８１号の１番。申請の土地の位置は石守２丁目の北、現況は畑。申請地の周囲は、東が道路、西が宅地、南が宅地、北が雑種地となっており、隣接に農地はありません。地元立会委員は、大形推進委員でした。

議案第８１号の２番。申請の土地の位置は中野の東、現況は放棄田。申請地の周囲は、東が道路、西が宅地、南が道路、北が田となっており、隣接農地に影響はありません。

議案第８１号の３番。申請の土地の位置は新在家の北、現況は放棄田。申請地の周囲は、東が分筆田、西が雑種地、南が道路、北が雑種地となっており、隣接農地に影響はありません。

議案第８１号の４番。申請の土地の位置は新在家の北、現況は宅地。申請

地の周囲は、東が宅地、西が田、南が道路、北が池となっており、隣接農地に影響はありません。以上３件の地元立会委員は、黒田委員、橋本推進委員でした。

以上、よろしくご審議願います。

議長　　次に、５番の案件について、西地区調査班の委員から報告をお願いします。

岩脇委員　議席番号１８番　岩脇です。現地調査の結果を報告します。調査日時は令和８年８月１８日、調査者は、丸山会長、長井農地委員長、前田委員と私、事務局３名の、合計７名で実施しました。

議案第８１号の５番。申請の土地の位置は池尻の南、現況は休耕田。申請地の周囲は、東が水路、西が雑種地、南が田、北が道路となっており、隣接農地に影響はありません。地元立会委員は、高橋委員、来田推進委員、藤原推進委員でした。

以上、よろしくご審議願います。

議長　　事務局の議案朗読及び説明、並びに現地調査された委員の報告は終わりました。議案第８１号について、ご意見を承ります。

異議なし

議長　　異議なしの声がありました。議案第８１号について、許可相当の意見書を添付して県に進達して異議ございませんか。

異議なし

議長　　異議なしと認めます。議案第８１号について、許可相当の意見書を添付して県に進達することに決定いたします。

議長　　次に、議案第８２号を議題といたします。

議案第８２号の８件については、７月４日から８月１０日までに、農地法第４条転用届出、専決処理された報告事項でございますので、事務局の議案朗読及び説明は省略いたします。

議長　　次に、議案第８３号を議題といたします。

議案第８３号の８件については、７月４日から８月１０日までに、農地法第５条転用届出、専決処理された報告事項でございますので、事務局の議案朗読及び説明は省略いたします。

議長　　次に、議案第８４号を議題といたします。

議案第８４号について、事務局の議案朗読及び説明を願います。

事務局　議案書１６ページをご覧ください。
それでは、議案を朗読いたします。
議案第８４号　許可（受理）の取消等について報告のこと。
１　別府町新野辺北町２丁目[redacted]、[redacted]平米。[redacted]さんから、[redacted]さんへ。５条届出。
この案件につきましては、令和８年７月３日付で農地法第５条の規定により農地転用届出を受理しましたが、譲受人の名義に誤りがあったため、令和８年７月７日付で取消願が提出されたものです。以上です。

議長　議案第８４号については報告議案ですので、以上といたします。

議長　次に、議案第８５号を議題といたします。
議案第８５号について、事務局の議案朗読及び説明を願います。

事務局　議案書１７ページ、審議参考資料６ページをご覧願います。
この議案は、２００平米未満の自己所有農地を、農業用施設用地として転用するもので、農地法上許可不要案件ですが、地目変更、もしくは事実確認のため、農業委員会規程、農地法施行に関する実施細則第１３条の規定に基づき、農業用施設用地であることを届出されたものです。
それでは議案を朗読いたします。
議案第８５号　農業用施設用地届出にかかる受理のこと。
１　八幡町船町[redacted]、[redacted]平米のうち[redacted]平米。[redacted]さん。農業用車両置場。一部転用。
２　志方町山中[redacted]、[redacted]平米のうち[redacted]平米。[redacted]さん。農業用倉庫。一部転用。
この案件について、定例現地調査を実施しております。
つきましては、別紙、審議参考資料６ページのとおり、事務局書面審査及び定例現地調査により、農地法施行規則第２９条第１号に規定する基準を満たしているものと考えております。
以上、よろしくご審議願います。

議長　現地調査をされた委員の報告をお願いします。
まず、１番の案件について、東地区調査班の委員から報告をお願いします。

柿本委員　議席番号１５番　柿本です。現地調査の結果を報告します。調査日時は令和８年８月１８日、調査者は、丸山会長、長井農地委員長、篠原委員と私、事務局２名の、合計６名で実施しました。
議案第８５号の１番。申請の土地の位置は船町の中、現況は休耕田。申請

地の土地の一部を農業用車両置場として利用するものであり、転用されても周辺農地への影響はないものと思われます。地元立会委員は、前田委員、松尾推進委員、田代推進委員でした。
以上、よろしくご審議願います。

議長　次に、２番の案件について、西地区調査班の委員から報告をお願いします。

前田委員　議席番号１７番　前田です。現地調査の結果を報告します。調査日時は令和８年８月１８日、調査者は、丸山会長、長井農地委員長、岩脇委員と私、事務局３名の、合計７名で実施しました。
議案第８５号の２番。申請の土地の位置は山中の西、現況は宅地。申請地の土地の一部を農作業用倉庫として利用しているものであり、周辺農地への影響はないものと思われます。地元立会委員は、三村推進委員でした。
以上、よろしくご審議願います。

議長　事務局の議案朗読及び説明、並びに現地調査された委員の報告は終わりました。議案第８５号について、ご意見を承ります。

異議なし

議長　異議なしの声がありました。議案第８５号について、受理することに決定して異議ございませんか。

異議なし

議長　異議なしと認めます。議案第８５号について、農業用施設用地届出を受理することに決定いたします。

議長　次に、議案第８６号を議題といたします。
議案第８６号について、事務局の議案朗読及び説明を願います。

事務局　議案書１８ページ、審議参考資料７ページをご覧願います。
この議案は、農業振興地域農用地以外の農地で、２０年以上農地性がないこと、または自然災害により非農地となった土地で、農地への復旧が著しく困難であること、もしくは耕作放棄地のうち農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難であること、または周囲の状況から見て、その土地を農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれることから、地目変更のため、農地法第２条に規定する農地でないことの証明を願い出されたものです。

それでは議案を朗読いたします。

議案第８６号　非農地証明願承認のこと。

１　加古川町大野[redacted]、[redacted]平米。[redacted]さん。昭和５６年頃より。

２　尾上町口里[redacted]、[redacted]平米。[redacted]さん。平成６年頃より。

この案件につきまして、定例現地調査を実施しております。

すべて別紙、審議参考資料７ページのとおり、事務局書面審査及び定例現地調査により、非農地証明基準を満たしているものと考えております。

以上、よろしくご審議願います。

議長　　これらの案件について、現地調査をされた東地区調査班の委員から報告をお願いします。

柿本委員　議席番号１５番　柿本です。現地調査の結果を報告します。調査日時は令和８年８月１８日、調査者は、丸山会長、長井農地委員長、篠原委員と私、事務局２名の、合計６名で実施しました。

議案第８６号の１番。申請の土地の位置は大野の中。申請地の現況は宅地となっており、申請どおりかと思われます。地元立会委員は、庄司推進委員でした。

議案第８６号の２番。申請の土地の位置は口里の西。申請地の現況は道路となっており、申請どおりかと思われます。

以上、よろしくご審議願います。

議長　　事務局の議案朗読及び説明、並びに現地調査された委員の報告は終わりました。議案第８６号について、ご意見を承ります。

異議なし

議長　　異議なしの声がありました。議案第８６号について、承認して異議ございませんか。

異議なし

議長　　異議なしと認めます。議案第８６号について、非農地証明願いを承認することに決定いたします。

議長　　次に、議案第８７号を議題といたします。

議案第８７号の１件については、合意解約の報告事項でございますので、事務局の議案朗読及び説明は省略いたします。

議長　　次に、議案第８８号を議題といたします。
それでは、議案第８８号について、事務局の議案説明を願います。

事務局　　議案書２０ページをご覧ください。
この議案は、農地中間管理事業の推進に関する法律第１８条第３項の規定に基づき、農地中間管理機構である公益社団法人　ひょうご農林機構が農用地利用集積等促進計画を定めようとするもので、その計画案を策定するにあたり、同機構加古川農地管理事務所から農業委員会の意見を求められたものです。
それでは議案をご説明いたします。今回の議案は、神野町石守地区、平荘町小畑地区、平荘町一本松地区、上荘町小野地区、上荘町薬栗地区、志方町原地区において、合計１７筆、１８，０２０平米をひょうご農林機構が借り受け、担い手へ転貸しようとするものです。なお、権利設定の期間は、公告日から令和１８年１２月３１日までとなっています。
権利の設定を受ける借受者については、認定農業者などであって、地域内の農業を担う者として地域計画における目標地図に位置付けられています。以上のことから、農地中間管理事業の推進に関する法律第１８条第５項第２号並びに第３号に規定する、すべて耕作要件や常時従事要件を満たしており、適正な計画と考えております。
以上、よろしくご審議願います。

議長　　事務局の議案説明は終わりました。議案第８８号について、ご意見を承ります。

意見なし

議長　　意見がないようですが、議案第８８号について、原案のとおり承認して異議ございませんか。

異議なし

議長　　異議なしと認めます。議案第８８号について、農業委員会として問題ないものとして、公益社団法人ひょうご農林機構　加古川農地管理事務所長に回答することに決定いたします。

議長　　次に、議案第８９号を議題といたします。
議案第８９号について、事務局の議案説明を願います。

事務局　　議案書２１ページをご覧ください。
この議案は、農業経営基盤強化促進法第１９条第１項に基づき作成された

地域計画について、その計画の一部を変更しようとするもので、同条第６項の規定により加古川市長から意見を聴かれたものです。

変更する内容については、わずかな区域の農地転用を行うため地域計画の区域から外すもの、及び、担い手となる耕作者を新たに位置付けるもの、担い手となる耕作者を変更するものまたは担い手から外すもので、計画全体への影響は限定的なものです。

また、当該地区の農業団体長の同意を得ており、地元委員に意見聴取したところ支障がないとの回答があったことから、加古川市農業委員会農地法事務に関する専決処理規程第２条第２項の規定により、会長専決により令和８年７月１５日付で市長へその旨を回答したことを報告いたします。以上です。

議長　　議案第８９号については報告議案ですので、以上といたします。

議長　　皆様方のご協力により、月次総会の議事はすべて終了いたしました。これにて月次総会を閉会といたします。

（閉会時刻　　午後２時３分）

加古川市農業委員会

会　長　丸　山　良　作

令和８年８月２４日

署名委員（３番）

署名委員（４番）